

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 妻有ショッピングセンター南館
所在地 十日町市宇上島丑712番地1外
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか4者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - ・アークランドサカモト株式会社
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
 - ・ほか1者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・株式会社北越ケーズ
(変更前) 代表取締役 山本 邦彦
(変更後) 代表取締役 野村 弘
 - ・ほか2者
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・株式会社北越ケーズ
(変更前) 新潟市河渡135番地1
(変更後) 新潟市中央区女池8丁目16番17号
 - ・ほか1者
- 3 変更年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成25年2月20日ほか
 - ・2(2)に関する事項
平成23年4月1日ほか
 - ・2(3)に関する事項
平成23年4月1日ほか
- 4 変更の理由
 - ・2(1)に関する事項
社長等交代のため。
 - ・2(2)に関する事項
社長等交代のため。
 - ・2(3)に関する事項
本社移転等のため。
- 5 届出年月日
平成25年10月24日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、十日町市産業観光部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年11月1日から平成26年3月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp